

松本観光コンベンション協会
訪日外国人向けマナー啓発広告企画・設置業務公募型プロポーザル指示書

1 事業趣旨

近年、松本市を訪れる外国人観光客は増加傾向にある。全国の主要観光地においては、ごみの放置や騒音など、観光客の行動が地域住民の生活環境に影響を及ぼす事例が散見されている。松本市において現時点で同様の深刻な状況は生じていないものの、今後の訪日外国人観光客拡大を見据え、地域との軋轢を未然に防止するための取組を講じることが重要である。本事業は、訪日外国人観光客を対象として、多言語対応かつ視認性の高い手法によるマナー啓発を行うことで、地域ルールや公共空間における行動規範への理解促進を図るものである。これにより、観光客の適切な行動を促進し、地域住民と観光客との良好な関係性の維持・向上を図るとともに、観光地としての快適性および受入環境の質の向上を目指す。あわせて、持続可能な観光地運営の実現と、市民生活との調和を図り、将来にわたって選ばれ続ける観光地としての基盤強化を目的とする。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年7月31日まで

3 業務概要

(1) 業務名称

訪日外国人向けマナー啓発広告企画・設置業務(公募型プロポーザル)

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 業務委託料上限額

1,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)：初年度分として

5 企画提案を求める内容

事業趣旨を踏まえ、訪日外国人観光客の宿泊および滞在が集中している市街地において、視認性の高い屋外媒体を活用し、短く、わかりやすく、多言語で情報発信する仕組みの提案を求めるもの。具体的には、別紙「仕様書」のとおり。

6 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 国および地方公共団体などにおいて指名停止措置を受けていないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが上記を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

企画提案の公募開始	令和8年4月22日(水)
質問の受付開始	令和8年4月22日(水)
質問の受付終了	令和8年4月30日(木)
参加表明書提出期限	令和8年4月30日(木)
参加資格審査及び結果通知	令和8年5月7日(木) 予定
企画提案書提出期限	令和8年5月14日(木)

(企画提案書本文は A4 で 10 枚以上 20 枚以内。見積書、会社概要などは別)
 書類審査結果通知 令和 8 年 5 月 21 日 (木) 予定
 プレゼンテーション審査 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 予定

※予定が変更する場合があります。

- (2) 参加表明書の提出
 下記の提出書類ア～ウについて、提出期限までに郵送（消印有効）あるいは PDF により各 1 部ずつ提出すること。
 ア 参加表明書（様式は任意）
 イ 会社概要
 ウ 誓約書（様式は任意）
- (3) 企画提案書の提出
 下記の提出書類ア～エについて、提出期限までに各 5 部を郵送（消印有効）すること。また問合せ先に PDF 形式の電子媒体をメール提出すること。なお、実施スケジュールについては企画提案書の中に記載すること。
 ア 企画提案書 ※正本 1 部、複製 4 部
 イ 本業務に関する提案見積書
 ウ 業務実施スケジュール（様式任意）
 エ 業務協力予定書（共同提案を予定している場合のみ）（様式任意）
- (4) その他の留意事項
 ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
 イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
 ウ 提出のあった申込書類は返却しない。
 エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 質問の受付と回答
 企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問の要旨を簡潔に記入し、4 月 22 日（水）から 4 月 30 日（木）までの間にメールで尋ねることとする。回答は、質問者名を伏せて、全質問・全回答を当協会ホームページに掲載する。
 送付先電子メールアドレス:s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp
 ※ メールタイトルは「(団体名) マナー啓発質問書」とする。
 ※ 参加表明書、企画提案書などについても、問い合わせは上記メールアドレスまで。

8 選定方法

- (1) 「企画競争実施委員会」の審査において、下記の内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

評価項目		評価内容	評価点
1	法令適合性・実現可能性 (20 点)	松本市屋外広告物条例、道路占用関係法令等を十分理解し、電柱巻広告の実施可能性の整理ができているか。必要な許認可、関係者協議まで含めて、現実的かつ確実な提案となっているか。	20
2	企画提案力・啓発内容の妥当性 (20 点)	訪日外国人に守ってもらいたいマナーの設定が的確で、松本市の地域特性や観光動線に合っているか。啓発テーマ、掲出場所、掲出方法が効果的に設計されており、事業目的に合致しているか。	20
3	多言語対応・伝達性 (15 点)	英語、中国語等への対応方針が適切で、訪日外国人に分かりやすく伝わる表現となっているか。文字情報だけでなく、ピクトグラムやレイアウト等により、短時間で理解できる工夫があるか。	15
4	実施体制・業務遂行能力 (20 点)	業務責任者・担当者の配置、類似業務実績、制作・設置・維持管理・関係機関調整の体制が十分であるか。	20

5	保守体制（15点）	安全管理、掲出後の点検・保守対応まで含め、安定した履行が期待できるか。	15
6	価格（10点）	見積額は妥当であり、提案内容とのバランスが取れているか。限られた予算の中で、より高い啓発効果が見込める構成となっているか。積算内訳が明確で、過大又は過小な見積となっていないか。初年度見積＋継続費用を総合的に評価する。	10

(2) 参加資格の確認及び書類審査

- ア 参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 提案者が4社以上の場合是一次審査（書類審査）を実施する。なお、書類審査は、提出書類に基づき、「8(1)評価項目」に従い評価を行う。
- ウ 参加資格の確認結果及び書類審査の結果は、期日までに提案者に通知する。

(3) プレゼンテーション審査

- ア 書類審査を通過した提案者に対し、プレゼンテーションを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ プレゼンテーションは1提案者あたり約20分（提案説明15分、質疑応答5分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する。
- エ プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。
- オ 最低評価基準点は審査員全員の合計点の7割とする。
- カ 提案者が1社の場合には、最低評価基準点を超えていた場合に、契約候補者として選定する。
- キ 実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(4) 委託相手方の選定及び契約について

- ア 実際の業務内容は、企画書に基づき、双方の協議により決定するため、「企画書の内容」＝「実際の業務内容」ではないことに留意すること。
- イ 契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。
- ウ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(5) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、審査終了後に提案者に対してメールにより通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。また、契約締結後に当協会ホームページで審査結果（契約先、参加者数、評価結果の概要）を公表する。

9 参加資格の喪失

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

10 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10営業日以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3営業日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、契約締結後に本業務により作成された

- 成果品の権利の帰属は仕様書の定めによる。
- (2) 当協会が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を当協会が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - (3) 企画提案者は、当協会に対し、第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当協会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1.3 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
- (3) 当協会が提出した資料は、当協会の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 見積書の記載項目として「初年度費用」と「継続掲出時費用」を分けて記載すること。
- (5) 見積額には、企画、現地調査、法令確認、デザイン、翻訳、製作、道路占用料、媒体使用料、申請手数料、設置、維持管理、撤去、報告書作成等、本業務実施に必要な一切の経費を含むものとする。また、最初の12か月後を超えて、継続して掲出する場合の費用についても提出すること。（この場合、撤去費用はかからないとの想定）

1.4 問合せ先、郵送先

担 当 一般社団法人松本観光コンベンション協会 宮之本伸
住 所 〒390-0874 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所1階
T E L 0263-60-8469
e-mail s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp